

越谷市火災予防規則の一部を改正する規則

越谷市火災予防規則（平成15年規則第57号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第31条の2第5号」を「第31条の2第2項第5号」に、「第31条の4第4号」を「第31条の4第2項第4号」に、「第31条の5」を「第31条の5第2項」に改める。

第10条中「第31条の2第9号オ」を「第31条の2第2項第9号オ」に改める。

第11条中「第31条の4第4号」を「第31条の4第2項第4号」に、「第31条の5」を「第31条の5第2項」に改める。

第12条中「第31条の4第10号」を「第31条の4第2項第10号」に、同条第1号ウ中「110パーセント」を「100パーセント」に改める。

第13条中「第31条の5第7号」を「第31条の5第2項第7号」に改める。

第5号様式中「定格容量」を「蓄電池容量」に、「Kw」を「kW」に、「AH・セル」を「kWh」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第8条及び第10条から第13条までの改正規定は、公布の日から施行する。